平成２１年（フ）第１１０号
栃木県大田原市佐良土1336番地、前住所栃木県大田原市佐良土2946番地１
債務者　古林　昭良
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１１１号
栃木県大田原市佐良土1336番地、前住所栃木県大田原市佐良土2946番地１
債務者　古林　寿子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第２１６号
長崎県佐世保市栄町４番21号　ロックスコート505、旧住所長崎県佐世保市万津町２番15号アトム５―302
債務者　上薗　良子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
長崎県佐世保市鵜渡越町312、住民票上の住所福岡市東区若宮５丁目14番９号
債務者　松尾留利子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日まで
6　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
長崎県佐世保市世知原町笥瀬671番地８
債務者　吉良　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
長崎県佐世保市瀬道町1448番地、旧住所長崎県佐世保市神島町15番５号
債務者　加田　敏彦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷890番地47
債務者　濱中　菜穂
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
長崎県佐世保市指方町3197番地１
債務者　原　セツ子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
長崎県北松浦郡佐々町口石免608番地１　サニーコートM203号
債務者　内野　敏秋
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目11番３―403号
債務者　宮永美和子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
長崎県佐世保市新田町258番地２　あたごハイツ102号
債務者　深見　保之
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
熊本県球磨郡水上村大字湯山2079番地２
債務者　堀井　晴久
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時　熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第１７３５０号
東京都練馬区西大泉４丁目13―７―103
債務者　星永なが子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７３７５号
東京都足立区伊興３丁目17―22　第二見通荘10号室
債務者　羽持　英治
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９００号
東京都日野市豊田４丁目37番地の12グランシェール豊田601
債務者　中村　吉宏
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部